

# 公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和6年（2024年）3月5日

収支等命令者

佐賀県佐賀土木事務所長 満石 孝司

## 1 競争入札に付する事項

- |             |                                     |
|-------------|-------------------------------------|
| （1）委託業務名    | 令和6年度佐賀土木事務所庁舎建物等警備業務委託             |
| （2）委託業務の仕様等 | 委託仕様書による                            |
| （3）履行期間     | 令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで |
| （4）履行場所     | 佐賀県佐賀市八戸二丁目2番67号<br>佐賀県佐賀土木事務所      |

## 2 入札参加資格

### （一般的事項）

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- （1）庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程（平成2年佐賀県告示第444号）第1条第1項に規定する入札参加資格のうち、令和6年度の建物等警備業務に係る入札参加資格を有するものであること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （4）開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- （5）佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。
- （6）自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（警備業務に関する事項）

（1）佐賀県内に本店の住所を有し、佐賀市に本店または支店、営業所等を有し、24時間対応が可能であること。

（2）無線巡回車を保有している者であること。

（3）巡回警備を行っている者であること。

### 3 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は「入札参加届」及び「営業概要書」を令和6年（2024年）3月19日（火）午後5時までに下記の担当課へ持参又は郵送（3月19日（火）午後5時までに必着）してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。また、必要に応じて追加資料の提出を求められることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。（提出された個人情報、入札参加資格の審査のために使用し、本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。）

「入札参加届」を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した入札辞退届（様式自由）を書面で提出してください。

※担当課 〒840-0854 佐賀県佐賀市八戸二丁目2番67号

佐賀県佐賀土木事務所 総務課総務担当

電話 0952-24-4345

FAX 0952-22-6589

E-mail [sagadoboku@pref.saga.lg.jp](mailto:sagadoboku@pref.saga.lg.jp)

### 4 入札説明会及び入札書の提出場所等

（1）入札説明会

実施しません。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 令和6年(2024年)3月26日(火) 午前11時00分

イ 場 所 佐賀県佐賀市八戸二丁目2番67号  
佐賀土木事務所 1階 第2会議室

ウ 入札方法 入札者の直接持参による紙入札(入札書)とします。ただし、代理人が入札に参加する場合は、入札当日、事前に「委任状」を提出していただく必要がありますので、必ず「委任状」を用意してください。

なお、本人(代理人)であることを確認するための書類(マイナンバーカード、運転免許証、社員証など)を準備してください。

※委任状については「自署」することとしていますので、ご注意ください。

※入札書及び委任状様式は、佐賀県のホームページからもダウンロードできます。

(3) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

5 その他

(1) 最低制限価格 有り

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第107条第1項の規定に基づき最低制限価格を設定しています。入札書比較最低制限価格を下回る価格の入札を行った場合は、「失格」となります。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

佐賀県財務規則第103条第3項第2号の規定により免除します。

イ 契約保証金 免除

佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除します。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(4) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競争について不正行為を行った者
- ウ 所定の入札場所及び入札場所に到達しない入札
- エ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
  - ・入札金額、入札者氏名の記載のないもの
  - ・入札金額に訂正、なぞりがあるもの
  - ・入札金額が明確でないもの
- オ 一人で二以上の入札をした者
- カ 代理人でその資格のない者
- キ 前各号に掲げる者のほか、競争の条件に違反した者

#### (5) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき
- イ 委託業務の廃止若しくは変更その他必要があると認められるとき
- ウ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき
- エ 令和6年2月定例県議会において当該委託業務に係る令和6年度予算が成立しないとき

#### (6) 落札者の決定方法

- ア 予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上の価格をもって申込をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行ない、入札参加資格を有している場合に落札者とします。
- イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行ない、落札者の決定まで同様に繰り返します。
- ウ 上記アに定める価格で入札を行った入札者が、同額で二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせることとします。
- エ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第1回目を含め3回を限度）を行います。再度入札においても落札者がいない場合は、再度入札した者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約を行います。

#### (7) 契約書作成の要否 要

#### (8) 代金の支払方法 完了払（3か月ごとの支払）

#### (9) 問合せ先

佐賀県佐賀土木事務所 総務課総務担当 電話0952-24-4345